

## 小児肺炎球菌感染症予防接種

～予防接種に欠かせない情報です。接種の前に必ずお読みください～

### 1 肺炎球菌と乳幼児の細菌性髄膜炎

肺炎球菌は乳幼児の多くが鼻の奥に保菌している菌です。引き起こすおもな病気としては、細菌性髄膜炎、菌血症、中耳炎、肺炎、副鼻腔炎などがあります。乳幼児の髄膜炎を起こす細菌はいくつかありますが、その2割程度を肺炎球菌が占めていると言われています。肺炎球菌髄膜炎は2歳未満の乳幼児でかかりやすく、その約半数は0歳代です。多くは治癒しますが、1割程度後遺症を残す方もいます。

### 2 使用ワクチン（沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン）について

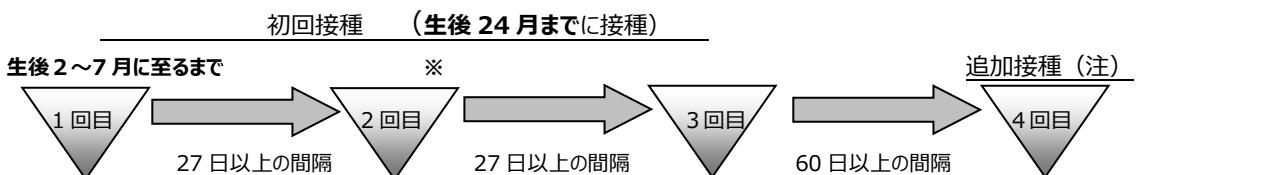
- 肺炎球菌には約90種類の血清型があり、そのうち20種の血清型を含む蛋白結合型ワクチンで、日本においては2024年8月より販売が開始された輸入ワクチンです。
- 標準的には生後2月から7月に至るまでの間に開始し、間隔をあけて計4回の接種（皮下または筋肉内注射）が必要です。  
接種開始月齢が生後7月以降の場合は「3 接種対象年齢と接種スケジュール」を参照してください。
- ワクチンに含まれている血清型の肺炎球菌による重症感染を大幅に減らすことができます。

### 3 対象年齢と接種スケジュール

【定期予防接種の対象年齢】生後2月から生後60月に至るまで（5歳の誕生日の前日まで）

#### 標準的な接種スケジュール

- ① 接種開始月齢 生後2月から7月に至るまで：計4回

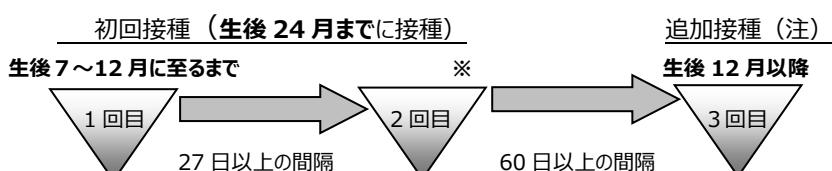


(注) 追加接種については、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、かつ、1歳に至った日（1歳の誕生日の前日）以降に接種をしてください。

#### 標準的な接種スケジュールで接種できなかった場合

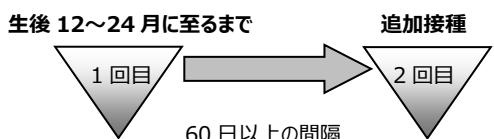
※初回接種時の年齢により、接種間隔や回数が異なります。

- ② 接種開始月齢 生後7月に至った日の翌日から12月に至るまで：計3回



(注) 追加接種については、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、かつ、1歳に至った日（1歳の誕生日の前日）以降に接種をしてください。

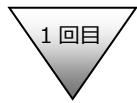
- ③ 接種開始月齢 生後12月に至った日の翌日から24月に至るまで：計2回



裏面もお読みください

④ 接種開始月齢 生後 24 月に至った日の翌日から 60 月に至るまで：1 回

生後 24～60 月に至るまで



## 4 ワクチンの副反応

国内の臨床試験でみられた副反応の主なものは接種部位の症状（紅斑、膨張、疼痛・圧痛）、食欲減退、発熱（37.5℃以上）などです。通常は一時的なもので、数日で消失します。重い副反応として、非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー様症状、けいれん、血小板減少性紫斑病が報告されています。このような症状が現れた場合は、すぐに接種した医師に相談してください。

## 5 接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドによってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことのある方
- ④その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

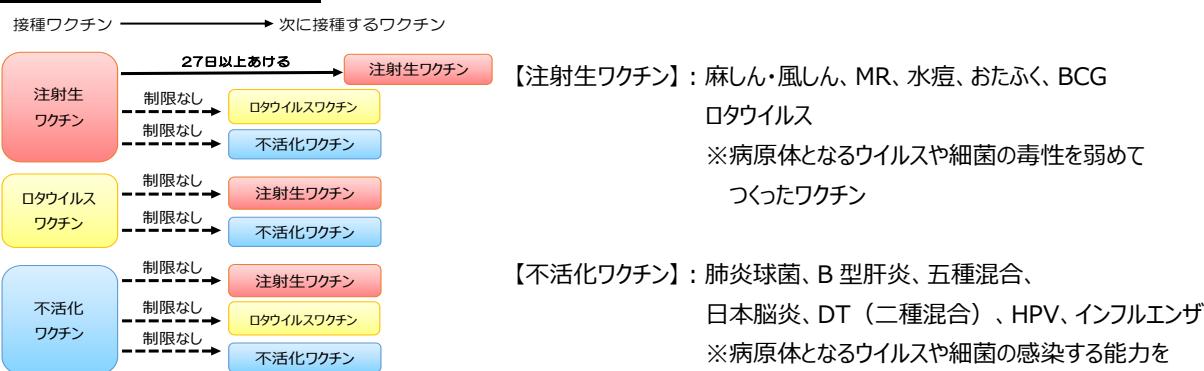
## 6 接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ②過去の予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことのある方
- ④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がある方
- ⑤このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある方
- ⑥既に、肺炎球菌ワクチンを1回以上接種している方

## 7 ワクチン接種後の注意

- ①接種後、30分間はショックやアナフィラキシーがおこることがごく稀にありますので、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑤接種当日は激しい運動は避けてください。その他はいつもどおりの生活で結構です。

## 8 他のワクチンとの接種間隔　※2020年10月～



## 9 予防接種による健康被害救済について

ワクチン接種により健康被害が発生した場合、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。